

## 令和2年5月（臨時）市議会議案

議案番号	件名	頁
議案第41号	境港市税条例の一部を改正する条例（一部改正）・・・・・・・・	1
議案第42号	境港市国民健康保険税条例（一部改正）・・・・・・・・・・・・	5

議案第41号

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月21日 提出

境港市長 中村勝治

## 境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第24条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第25条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第25条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 【新型コロナウイルス感染症対策】

1 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置  
(第1条中附則第10条関係)

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額について、令和3年度課税の1年分に限り、売上高の減少割合に応じて軽減する。

2 生産性向上のために取得した償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例措置の拡充 (第1条中附則第10条の2関係)

固定資産税の課税標準額の特例の対象に、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物を加える。

3 軽自動車税環境性能割の特例措置の適用期間延長 (第1条中附則第15条の2関係)

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を6月延長し、令和3年3月31日までに取得した軽自動車を対象とする。

4 徴収猶予制度の特例 (第1条中附則第25条関係)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、納税することが困難な者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例に関する所要の改正を行う。

5 寄附金税額控除の特例 (第2条中附則第26条関係)

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(次項において「法」という。)に規定する指定行事のうち、中止等となった行事の主催者に対する払戻請求権を放棄した所得割の納税義務者に対し、当該払戻請求権相当額を寄附金税額控除の対象となる寄附金とみなす特例を設ける。

6 住宅借入金等特別税額控除の特例 (第2条中附則第27条関係)

法の適用を受けた所得税の納税義務者に対し、住宅借入金等特別税額控除の適用年度を令和16年度まで1年間延長する。

7 施行期日

1 から 4 までについては、公布の日

5 及び 6 については、令和3年1月1日

議案第42号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月21日 提出

境港市長 中村勝治

## 境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例）

16 第25条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の境港市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに適用する。ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡した世帯等に対する国民健康保険税の減免（附則第16項関係）

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯及び一定程度収入が減少した世帯に対して、国民健康保険税の減免についての規定を設ける。

### 2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに適用する。